

○奈良県住みよい福祉のまちづくり条例

平成七年三月二十二日
奈良県条例第三十号

奈良県住みよい福祉のまちづくり条例をここに公布する。

奈良県住みよい福祉のまちづくり条例

目次

第一章 総則(第一条—第六条)

第二章 住みよい福祉のまちづくりに関する施策(第七条—第十二条)

第三章 公共的施設の整備等(第十三条—第二十三条)

第四章 雑則(第二十四条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、住みよい福祉のまちづくりについて、基本理念を定め、並びに県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、障害者、高齢者その他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者(以下「障害者、高齢者等」という。)をはじめとするすべての県民にとって安全で快適な生活環境の整備を推進し、もって県民の福祉の増進に資することを目的とする。

(平一一条例一二・一部改正)

(基本理念)

第二条 住みよい福祉のまちづくりは、すべての人々が個人として尊重され、等しく社会に参加できることを基本として、障害者、高齢者等の行動を制約する障壁が取り除かれ、すべての人々が自らの意思で自由に行動し、安全で快適に生活できる地域社会の実現を目指して行われなければならない。

(県の責務)

第三条 県は、住みよい福祉のまちづくりに関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

第四条 削除

(平一一条例一二)

(事業者の責務)

第五条 事業者は、住みよい福祉のまちづくりについて理解を深め、その事業活動の用に供する施設を障害者、高齢者等をはじめとするすべての県民が安全で快適に利用できるようにする等住みよい福祉のまちづくりに主体的かつ積極的に取り組むよう努めるものとする。

(県民の責務)

第六条 県民は、住みよい福祉のまちづくりについて理解を深め、障害者、高齢者等をはじめとするすべての県民が安全で快適に施設を利用できるようにする等住みよい福祉のまちづくりに主体的かつ積極的に取り組むよう努めるものとする。

第二章 住みよい福祉のまちづくりに関する施策

(施策の基本方針)

第七条 県は、次に掲げる基本方針に基づき、住みよい福祉のまちづくりに関する施策を実施するものとする。

- 一 すべての県民が、障害者、高齢者等の視点に立って、住みよい福祉のまちづくりに主体的かつ積極的に取り組むよう意識の高揚を図ること。
- 二 障害者、高齢者等をはじめとするすべての県民が安全で快適に利用できる施設の整備を推進すること。
- 三 県、市町村、事業者及び県民が連携して、住みよい福祉のまちづくりを推進すること。

(広報活動、教育活動等の推進)

第八条 県は、住みよい福祉のまちづくりについて、県民及び事業者の理解を深めるとともに、その協力が得られるよう広報活動、教育活動等を推進するものとする。

(情報の収集及び提供)

第九条 県は、障害者、高齢者等をはじめとするすべての県民が安全で快適に利用できる施設の整備の促進に資する技術その他の住みよい福祉のまちづくりに関する情報の収集及び提供に努めるものとする。

(推進体制の整備)

第十条 県は、市町村、事業者及び県民と連携して住みよい福祉のまちづくりを推進する体制を整備するものとする。

(県の施設の計画的な整備)

第十一条 県は、その設置し、又は管理する施設を、障害者、高齢者等をはじめとするすべての県民が安全で快適に利用できるよう、計画的に整備を進めるものとする。

(援助)

第十二条 県は、住みよい福祉のまちづくりを推進するために必要な指導、助言その他の援助を行うものとする。

第三章 公共的施設の整備等

(整備基準への適合)

第十三条 病院、劇場、集会場、道路、公園、駐車場その他の不特定かつ多数の者が利用する規則で定める施設(以下「公共的施設」という。)を設置しようとする者は、当該公共的施設を出入口、廊下、階段、便所、歩道等の整備に関し障害者、高齢者等が利用できるよう配慮すべき事項について規則で定める基準(以下「整備基準」という。)に適合させるよう努めなければならない。

(特定施設の設置の届出)

第十四条 公共的施設のうち規則で定めるもの(以下「特定施設」という。)を設置しようとする者(以下「特定施設設置者」という。)は、あらかじめ、規則で定めるところにより、当該特定施設の設置の内容を知事に届け出なければならない。当該届出に係る特定施設の設置の内容を変更しようとするときも、同様とする。

(指導及び助言)

第十五条 知事は、前条の届出があった場合において、当該届出に係る特定施設の設置の内容が整備基準に適合しないと認めるときは、当該届出をした特定施設設置者に対し、必要な指導及び助言を行うことができる。

(工事の完了の届出)

第十六条 第十四条の届出をした特定施設設置者は、当該届出に係る特定施設の設置の工事が完了したときは、速やかに、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(既存の特定施設の整備基準への適合)

第十七条 この章の規定の施行の際現に存する特定施設(現に設置の工事中のものを含む。)を所有し、又は管理する者は、当該特定施設を整備基準に適合させるよう努めなければならない。

(機能の維持)

第十八条 整備基準に適合した公共的施設を所有し、又は管理する者は、当該適合した部分の機能を維持するよう努めなければならない。

(適合証の交付)

第十九条 整備基準に適合した公共的施設を所有し、又は管理する者は、知事に対し、規則で定めるところにより、当該公共的施設が整備基準に適合していることを証する証票(以下「適合証」という。)の交付を請求することができる。

2 知事は、前項の請求があった場合において、当該公共的施設が整備基準に適合していると認めるときは、当該請求をした者に対し、適合証を交付するものとする。

(立入調査)

第二十条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、特定施設設置者に対して報告を求め、又はその職員に、第十四条の届出に係る特定施設に立ち入り、当該特定施設の整備基準への適合の状況について調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その権限を有する者であることを示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

(勧告)

第二十一条 知事は、特定施設設置者が第十四条の届出をしないで特定施設の設置の工事に着手したときは、当該届出をするよう勧告することができる。

2 知事は、特定施設設置者が第十四条の届出に係る特定施設の設置の内容と異なる工事を行ったときは、当該内容に基づく工事を行うことその他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

(公表)

第二十二條 知事は、前条の規定による勧告をした場合において、勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その旨及びその勧告の内容を公表することができる。

2 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該勧告を受けた者に弁明の機会を与えなければならない。

(国等に関する特例)

第二十三條 第十四条から第十六条まで及び第十九条から前条までの規定は、国、県、市町村その他規則で定める者(以下「国等」という。)については、適用しない。

2 知事は、国等に対し、その設置する特定施設の整備基準への適合の状況その他必要と認める事項について報告を求めることができる。

第四章 雑則

(その他)

第二十四條 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第三章の規定は、平成八年四月一日から施行する。

附 則(平成一一年条例第一二号)抄

(施行期日)

第一条 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。